

沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則

平成14年3月29日  
公安委員会規則第1号

改正 平成17年5月10日公安委員会規則第8号

沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則

沖縄県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則(平成9年沖縄県公安委員会規則第3号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成13年沖縄県条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書の提出)

第2条 条例の規定により公安委員会に届出を行う場合においては、正副2通の届出書を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出書に係る利用カード等を販売する場所の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

(利用カード等の販売開始の届出)

第3条 条例第5条第1項の規定による届出は、様式第1号の利用カード等の販売開始届出書により行うものとする。

2 条例第5条第1項第6号の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 利用カード等を販売しようとする者の本籍及び生年月日(法人にあっては、代表者の本籍、住所及び生年月日)

(2) 自動販売機により利用カード等を販売する場合は、自動販売機を管理する者及び所有者(利用カード等を販売しようとする者を除く。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) 利用カード等を販売しようとする者以外の者の所有に係る土地又は建物に自動販売機を設置する場合には、その所有者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

3 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 利用カード等を販売しようとする者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書及び代表者の住民票の写し)

(2) 利用カード等を販売する場所の周囲の略図

(3) 自動販売機の設置場所の使用について権原を有することを疎明する書類

(利用カード等の販売の廃止又は変更の届出)

第4条 条例第5条第2項の規定による届出は、利用カード等の販売を廃止した場合には様式第2号の利用カード等の販売廃止届出書により、同条第1項各号の届出事項に変更があった場合には様式第3号の利用カード等の販売変更届出書により、それぞれ行うものとする。

2 前項の利用カード等の販売変更届出書には、前条第3項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(利用カード等を販売する自動販売機への表示)

第5条 条例第5条第3項の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 利用カード等の販売の届出に係る公安委員会の受理番号

(2) 自動販売機を管理する者の氏名(法人にあっては、名称)及び連絡先

2 条例第5条第3項の規定による表示は、様式第4号によるものとする。

(自己の営業に関し表示する広告物の基準)

第6条 条例第7条第1項ただし書に規定する公安委員会規則で定める広告物は、次に掲げる基準に

適合するものとする。

- (1) 営業所に直接表示するものであること。
- (2) 一の営業所につき、表示面積の合計が2平方メートル以下のものであること。
- (3) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料等を使用しないものであること。
- (4) 回転し、又は点滅する照明その他これに類する照明を使用しないものであること。
- (5) ネオン管又は発光ダイオードを使用しないものであること。

(保管、返還等の手続)

第7条 条例第7条第5項に規定する除却したはり札又は立看板（以下「除却広告物」という。）の保管、返還等の手続は、次のとおりとする。

- (1) 除却広告物の保管は、当該除却広告物を表示してあった場所を管轄する警察署長が行うものとする。この場合において、当該警察署長は、当該除却広告物の権原を有する者に対し、当該除却広告物を保管している旨及び7日以内に引き取るべき旨通知するものとする。ただし、権原を有する者の氏名及び住所が明らかでないときは、保管した除却広告物の内容、形状等の概要及び数量、除却した日時及び場所並びに7日以内に引き取るべき旨を当該警察署の掲示板に掲示して公示するものとする。
- (2) 除却広告物の返還の請求は、当該除却広告物を保管する警察署長に対し様式第5号の除却広告物返還請求書を提出して行うものとする。この場合において、除却広告物返還請求書には、除却広告物について権原を有することを疎明する書類を添付するものとする。
- (3) 警察署長は、保管した除却広告物について第1号の規定により通知し、又は公示した日から7日以内に権原を有する者から当該除却広告物の返還の請求がない場合には、これを廃棄することができる。

(処分の通知の方式)

第8条 条例の規定による処分（条例第6条第3項の規定による中止命令を除く。）は、処分の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月10日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

（第3条関係）

様式第2号

（第4条関係）

様式第3号

（第4条関係）

様式第4号

（第5条関係）

様式第5号

（第7条関係）